

# ハローワーク本荘フレッシュ 求人情報

●「パートタイム」 令和7年1月8日～令和8年1月14日(令和8年1月16日発行) 次回発行は1月23日の予定です。  
※ハローワーク本荘玄関BOXのみ発行日に設置、本荘市内各スーパー・マーケット・各官公庁・他設置場所は郵送のため次週の設置となります。

ハローワーク情報

新着・職種別の求人がスマートフォンで見れます。

PCやスマートフォンで24時間、ご希望の新着求人や職種別の求人情報をご覧になれます。  
[https://jsite.mhlw.go.jp/akita-rooudoukyoku/hw/\\_120191.html](https://jsite.mhlw.go.jp/akita-rooudoukyoku/hw/_120191.html)

- ◎ 詳しい内容を知りたい方、面接を希望される方はハローワークの紹介窓口へお問い合わせください。
- ◎ 面接にはハローワークが発行する紹介状が必要です。
- ◎ 賃金欄は「時給（パート）・日給・月給」の区分で表示されております。また、労働時間によって記載されている各種社会保険に加入できない場合があります。
- ◎ ハローワークでは随時紹介を行っておりますので、この求人の中でもすでに決定済となっている場合があります。

## 秋田県 最低賃金

令和8年  
3月31日<sup>まで</sup>  
時間額

1,031 青年比 UP 80円 円



ハローワーク本荘  
公式LINE  
はじめました



ハローワーク本荘  
ID : @709xsssv



新着情報  
フルタイム



フルタイム



新着情報  
パートタイム



パートタイム

職種	年齢・指針	賃金形態 (計算方式) ／賃給表示	求人者名	所在地・就業場所		加入保険等	必要な免許資格
清掃員		時給					
雇用期間の定めなし	不問	951円～ 1,050円	株式会社 秋田ニューバイオ ファーム 05050- 224561	秋田県由利本荘市西目町沼田字新道下490-5 TEL 0184-33-4150 (従業員数40人) 就業場所 秋田県由利本荘市	(1) 8時00分～12時00分	労災	
パート労働者							
(請)クリーンクルー(グラ ンマート石脇店)/由利本荘 市)	不問	時給 1,031円～ 1,031円	株式会社 ニュースベース 15010- 2278161	新潟県新潟市中央区山ニツ576番地11号 TEL 025-287-1251 (従業員数4人) 就業場所 秋田県由利本荘市	(1) 6時30分～9時00分	労災	
雇用期間の定めあり (4ヶ月以上)							
パート労働者							
調理補助(秋田県立大学本荘 キャンパス)	不問	時給 951円～951円	一富士フードサービス 株式会社 秋田事務所 05010- 1115961	秋田県秋田市下新城中野字街道端西241-438 秋田県立大学秋田キャンパス内 TEL 018-873-7757 (従業員数6人) 就業場所 秋田県由利本荘市	(1) 8時30分～13時30分	雇用・ 労災	
雇用期間の定めあり (4ヶ月未満)							
パート労働者							
現場作業員	不問	時給 1,125円～ 1,250円	木村左官 05050- 214661	秋田県にかほ市象潟町字大塩越103 TEL 0184-43-3033 (従業員数1人) 就業場所 秋田県にかほ市	(1) 8時00分～17時00分	労災	
雇用期間の定めなし							
パート労働者							
事務補助(配電課)	不問	時給 980円～980円	東北電力ネットワーク 株式会社 本荘電力センター 05050- 215261	秋田県由利本荘市砂子下六番地 TEL 0184-22-1205 (従業員数33人) 就業場所 秋田県由利本荘市	(1) 9時00分～15時00分	雇用・ 労災・ 健康・ 厚生	
雇用期間の定めあり (4ヶ月以上)							
パート労働者							
来館者対応(接客)、館内管 理、運営事務	不問	時給 1,031円～ 1,050円	特定非営利活動法人 由利本荘木育推進協会 05050- 217461	秋田県由利本荘市町村字鳴瀬台65番地1 TEL 0184-74-9070 (従業員数23人) 就業場所 秋田県由利本荘市	交替制あり (1) 8時30分～16時45分 (2) 8時15分～16時45分 又は 8時15分～17時15分 の間の7時間以上	雇用・ 労災・ 健康・ 厚生	
雇用期間の定めあり (4ヶ月以上)							
パート労働者							
事務員(総務・庶務) 書類作成等	不問	時給 1,035円～ 1,035円	東北メンテナンス工業 株式会社 06030- 431061	山形県酒田市大浜1丁目4-57 TEL 0234-28-8471 (従業員数4人) 就業場所 秋田県にかほ市	(1) 9時00分～16時00分	雇用・ 労災・ 健康・ 厚生・ 財形	
雇用期間の定めあり (4ヶ月以上)							
パート労働者							
リネンキーパー(佐藤病院)	不問	時給 1,031円～ 1,050円	秋田基準寝具 株式会社 05010- 988861	秋田県秋田市八橋字イサノ6-1 TEL 018-862-4525 (従業員数1人) 就業場所 秋田県由利本荘市	(1) 8時00分～15時00分 (2) 8時00分～12時00分	雇用・ 労災・ 健康・ 厚生・ 財形	
雇用期間の定めあり (4ヶ月未満)							
パート労働者							
接客(ガスト 象潟店)	不問	時給 951円～951円	株式会社 すかいらーく レストラン 13170- 1832161	東京都武蔵野市西久保1-25-8 TEL 0422-37-5218 (従業員数13人) 就業場所 秋田県にかほ市	(1) 6時30分～10時00分 (2) 17時00分～22時00分	労災	
雇用期間の定めあり (4ヶ月以上)							
パート労働者							

職種	年齢・指針	賃金形態 (計算方式) ／時給表示	求人者名	所在地・就業場所		加入保険等	必要な免許資格
フロント・サービス係 (17時~21時30分)	不問	時給  951円~951円	株式会社 三ウラ (にしめ湯っ娘ランド)  05050- 177261	秋田県由利本荘市西目町沼田字新道下 111 2-1  TEL 0184-33-4422 (従業員数 16人 ) 就業場所 秋田県由利本荘市	(1) 17時00分~21時30分	労災	
雇用期間の定めあり (4ヶ月以上) パート労働者	不問	時給  2,080円~ 2,400円	V o l - f e e 美容室  05050- 200861	秋田県由利本荘市川口字家ノ後 88-1  TEL 0184-44-8587 (従業員数 4人 ) 就業場所 秋田県由利本荘市	(1) 10時00分~16時00分  又は 9時00分~15時00分 の間の 6 時間程度	労災	美容師 必須
美容師 スタイリスト、アシ istant	不問	時給  951円~951円	株式会社 すかいらーく レストランツ  13170- 1581561	東京都武蔵野市西久保 1-25-8  TEL 0422-37-5218 (従業員数 13人 ) 就業場所 秋田県にかほ市	(1) 6時30分~10時00分 (2) 17時00分~22時00分	労災	
調理 (ガスト 象潟店)	不問	時給  951円~951円					
雇用期間の定めあり (4ヶ月以上) パート労働者	不問	時給  951円~951円					

## 年次有給休暇の付与日数は法律で決まっています

業種、業態にかかわらず、また、正社員、パートタイム労働者などの区分なく、一定の要件を満たした全ての労働者に対して、年次有給休暇を与えなければなりません（労働基準法第39条）。

### 1 年次有給休暇の付与日数

(1) 通常の労働者の付与日数

継続勤務年数(年)	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数(日)	10	11	12	14	16	18	20

(2) 週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者の付与日数

付与日数(日)	週所定労働日数	1年間の所定労働日数*	継続勤務年数(年)						
			0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
4日	169日~216日	7	8	9	10	12	13	15	
3日	121日~168日	5	6	6	8	9	10	11	
2日	73日~120日	3	4	4	5	6	6	7	
1日	48日~72日	1	2	2	2	3	3	3	

\*週以外の期間によって労働日数が定められている場合

### 年次有給休暇に関するQ&A

Q1 年次有給休暇の時効は何年ですか。

A1 年次有給休暇は、発生の日から2年間で時効により消滅します（労働基準法第115条）。

Q2 年次有給休暇に対して支払うべき賃金は決まっていますか。

A2 年次有給休暇に対しては、原則として、①労働基準法で定める平均賃金、②所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金、③健康保険法に定める標準報酬月額の30分の1に相当する金額のいずれかを支払う必要があり、いずれを選択するかについては、就業規則などに明確に規定しておく必要があります。なお、③による場合は、労使協定を締結する必要があります。

Q3 年次有給休暇を取得すると、不利益な扱いを受けそうです。

A3 使用者は、労働者が年次有給休暇を取得したことを理由として、その労働者に不利益な取扱いをしないようにしなければなりません（労働基準法附則第136条）。不利益な取扱いとは、賃金の減額など、年次有給休暇の取得を抑制するような全ての取扱いが含まれます。

Q4 「うちの会社に有休はない」と言われました。

A4 年次有給休暇は、要件を満たせば必ず発生します。会社がそのような主張をしたとしても、一定の要件を満たした全ての労働者に取得する権利があります。

